

令和 8 年度
四万十市総合ハザードマップ作成業務

特記仕様書

令和 8 年 6 月

四万十市

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、四万十市（以下「甲」という。）が実施する「四万十市総合ハザードマップ作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「乙」という。）が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

第2条 目的

本業務は、水防法の改正による国直轄河川の多段階洪水浸水想定や県河川管理区間における最大の洪水浸水想定が公表されたことにあわせ、令和7年度に公表された県の南海トラフ地震における震度分布、津波浸水予測等の更新などに基づき、平成29年度に作成した本市の総合ハザードマップの見直しを行うことを目的とする。

また、避難場所や防災関係施設等を明示することで、市民一人一人が自分の生命・財産を守るための避難行動につなげ、平時から広く市民の防災意識の向上を図るとともに、今後発生が想定される南海トラフ巨大地震等の災害への備えの知識を住民に周知していくものとする。

第3条 履行範囲

本業務の対象範囲は、四万十市全域とする。

第4条 準拠すべき法令、基準等

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (4) 高知県地域防災計画
- (5) 四万十市地域防災計画
- (6) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
- (7) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (8) その他関連法令及び通達等

第5条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年2月26日までとする。

第6条 貸与資料

本業務において甲から貸与される資料等について、乙はその重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

第7条 管理技術者

管理技術者は甲に対し、当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行う者とし、令和3年4月以降にハザードマップ作成業務の完了実績を有し、技術士又はRCCM「河川、砂防及び海岸・海洋」及び空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。

第8条 照査技術者

照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行う者とし、技術士又はRCCM「河川、砂防及び海岸・海洋」及び空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。なお、照査技術者は、管

理技術者と同一の者が兼務することはできない。

第9条 提出書類

乙は、契約締結後に以下の関係書類を遅滞なく提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書及び工程表
- (3) 管理技術者、照査技術者（資格証、実績証明書類、経歴書等）
- (4) 企業の資格及び認証等（ISO、JISQ 登録証等）
- (5) その他甲の指示する書類

第10条 疑義及び技術提案

乙は、本業務の内容に疑義が生じた場合、甲乙協議の上、その処理方針に従い業務を実施しなければならない。

- (1) 乙は、本特記仕様書に定めのない事項であっても業務の性質上必要な事項は実施するものとする。
- (2) 乙は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して設計図書等の変更を提案することができる。
- (3) 乙は、本業務の目的上に有効と思われる最新技術、コスト削減に有効な作業手法を積極的に行うものとし、甲が業務目的から適正と判断できるときはそれを採用する。

第11条 損害責任

乙は、常に関係法令等を遵守し、業務遂行しなければならない。また、業務実施中に事故・損害等が発生した場合、乙はその責を負い、速やかに原因・過程・損害状況等を甲に報告し、その処理対策にあたらなければならない。

第12条 検査・瑕疵

乙は本業務の完了後、甲に完了届を提出し甲の指定する検査員の検査を受け、この合格をもって引渡しとする。ただし、成果品の検査及び引渡し後において、不良個所が発見された場合は、甲の指示により補足、修正を行う。なお、これに係る経費は乙の負担によるものとする。また、瑕疵による補足・修正の請求は、引渡しを受けた日から1年以内とする。

第13条 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

第14条 個人情報及び守秘義務

乙は、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。本業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、いかなる理由があっても甲の承認なしに第三者に漏らしてはならない。

第2章 業務内容

第15条 業務概要

業務は、以下の内容を考慮し、総合ハザードマップを作成するものとし、現行総合ハザードマップの構成等を勘案しながら、主に共通事項、地震、風水害（洪水・土砂災害）の3種で構成するものとし、A3冊子（中綴じ）70ページ程度とする。

各頁の割り当てや内容等については、各種情報を簡潔に表示し、啓発等に関しては、最新情報を反映し、住民にとって見やすく分かりやすいものとし、他市町村のハザードマップの事例も参考にしながら、乙による提案をもとに甲と乙が協議のうえで、決定するものとする。地図情報面の表示範囲については地区毎を基本とし、住宅密集地、山間部等地域・地形に応じた縮尺とし、原則 1/4000～1/10000 の範囲とする。

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

(2) 資料収集整理

総合ハザードマップの作成にあたり、地域の現況把握のために必要と考えられる下記の資料を収集、整理するものとする。

- ア 基盤地図情報（地図レベル 2,500、レベル 10,000、DM データ及び GIS データ等）
- イ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域データ（高知県）
- ウ 洪水浸水想定区域図（国または高知県）
- エ 津波浸水想定区域図（高知県）
- オ 四万十市内水浸水想定区域図
- カ 四万十市ため池ハザードマップ
- キ 液状化可能性予測図（高知県）
- ク 高知県地域防災計画・四万十市地域防災計画
- ケ 避難所、避難場所及び防災関連施設に関する資料
- コ 災害時要配慮者利用施設情報（位置、名称）
- サ 地区界、学校区界に関する資料
- シ 住民への周知が必要と思われる危険箇所資料
- ス その他ハザードマップに記載すべき情報

(3) 災害情報の整理

国土交通省及び高知県が公開する土砂災害警戒区域及び洪水・津波浸水想定区域図等、各種災害情報に基づき、総合ハザードマップに表示する土砂災害警戒区域及び洪水・津波浸水想定区域図等を地理情報システム（GIS）データとして整理するものとする。

(4) 避難情報の整理

災害時に適切な避難を実施するための基礎資料として、洪水氾濫及び土砂災害及び津波浸水が予測される区域について、以下に示す避難情報を整理するものとする。避難情報を整理するにあたっては、災害情報と同様に GIS データとして整理するものとする。

- ア 避難所の整理
洪水、土砂災害及び地震・津波による被害の特性、施設の安全性等を踏まえ、災害時に利用可能な避難所の選定を行うものとする。
- イ 避難時の危険箇所の整理
洪水・津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の位置、防災重点ため池（位置・名称）等についての情報を収集整理した資料を基に危険箇所を整理するものとする。
- ウ 災害時要配慮者利用施設の状況把握
災害発生時、身体障害者、高齢者等は自力で避難が困難と考えるため、地震・津波、洪水、土砂災害等の影響を受ける可能性があるエリアにある施設の状況等を把握するものとする。

(5) 記載事項の検討

災害時に住民が円滑かつ迅速な避難が行える情報の提供を図る総合ハザードマップとするため、「水害

ハザードマップ作成の手引き」等に基づき、本市が平成 30 年 3 月に作成した現行総合ハザードマップにおける作成思想を踏まえた内容とする。

ア 対象のハザード情報については、河川洪水氾濫（中小河川を含む）、土砂災害、地震災害、津波浸水、高潮浸水、ため池氾濫、内水氾濫、液状化とする。

イ 背景地図については、国土地理院が公開する基盤地図情報等、公共機関が整備した地図データをもとに、経年変化等により主要道路・建物等について修正が必要な場合は、甲より貸与する資料を基に乙にて修正を行う。また山地部については陰影起伏が見えやすく表現された背景図を作成するものとする。

ウ 防災情報の伝達・啓発・実践等を目的とした情報では、国等が示す最新の情報や動向に基づき、住民の「防災力」向上に寄与するものとして有効活用されるよう、地域住民にとってわかりやすいハザードマップの構成及び内容等を提案するものとする。令和 8 年 5 月から運用の始まった気象庁の新たな防災気象情報等（防災気象情報と警戒レベルの運用）について、総合ハザードマップの内容に反映させるものとする。

エ ハザードマップに記載する避難所や施設などの表示は、JIS や ISO において規格化された防災に関するピクトグラムや視認性を意識したものを採用するものとする。

オ 以下の事項については、乙における土砂災害及び洪水氾濫、津波浸水等のハザードマップ作成に関する業務経験に基づき、有効な作成方針を提案し、マップの品質向上を図るものとする。

- ①総合ハザードマップのページ構成及びレイアウト構成
- ②各種ハザード情報に関する表示手法（凡例、色調など）
- ③小・中学校及び高齢者向け防災学習への活用に向けたデザインの導入
- ④防災気象情報と警戒レベルとの対応
- ⑤その他必要な事項

（6）ハザードマップ原案の作成

ア 前号までの各種検討結果に基づき、記載事項や表現方法の最終方針を確定し、ハザードマップ原案データを作成するものとする。なお、ページ構成等の詳細については、乙により検討・提案した上で、甲との協議により決定する。

- ①規格等：A 3 冊子（中綴じ）70 ページ程度、フルカラー
- ②データ形式：イラストレータ（Ai 形式）とする。

イ 本業務にて作成したハザードマップを基に防災学習用、災害時等に活用できるハザードマップ原案データを作成するものとする。詳細については、乙により検討・提案した上で、甲との協議により決定する。

- ①規格等：A 1 サイズ、津波（7 地区程度）・風水害（13 地区程度）ハザードマップ、フルカラー
- ②データ形式：イラストレータ（Ai 形式）とする。

ウ 作成した総合ハザードマップについて、地区の訓練や学校（保育園、小学校、中学校など施設ごとの災害リスクを整理してまとめるなど）の学習会等での活用を想定して、地域住民らが避難行動等に関して学習できる教材（例：マイタイムライン、地区別計画、動画など）やハザードマップだけでは判読できない浸水深を把握・管理しておくために、GIS ビューアに各種データを格納して電子データで活用できるようにすること。なお、GIS ビューアはライセンス費用や保守費用が発生しないもので、オフラインで動作できるものとする。詳細については、乙により検討・提案した上で、甲との協議により決定する。

（7）ホームページ公開用データの作成

ハザードマップ原案に基づき、四万十市ホームページ等での公開用データとして、電子データ（PDF、JPG 形式等）を作成するものとする。なお、作成するデータについては、汎用 PC やスマートフォンでの閲覧が容易に行えるよう、配慮したものとする。

(8) 報告書作成

本業務による「計画準備」から「報告書作成」までの内容について、わかりやすく報告書としてとりまとめるものとする。また「水害ハザードマップ作成チェックシート」など各種法令及び基準等に準拠したものとなっているか確認を行うものとする。

また、それらの内容を電子データとしてとりまとめ、DVD-R 等の電子媒体を作成するものとする。

(9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時 2 回、成果納品時の計 4 回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとし、中間協議については、Web システムによる協議等により適宜実施するものとする。但し中間協議回数の変更については設計変更の対象としない。また Web 協議用の機器については乙にて準備すること。

第 3 章 成果品

第 15 条 成果品

本業務で納入すべき成果品は、以下のとおりとする。

(1) 業務報告書	1 部
(2) 四万十市総合ハザードマップ原稿出力図 (A3 冊子版)	1 式
(3) 津波 (7 地区程度)・風水害 (13 地区程度) ハザードマップ原稿出力図 (A1)	1 式
(4) ハザードマップ原案他各種電子データ (Ai、shape 形式他)	1 式
(5) ホームページ公開用データ (PDF、JPG 形式)	1 式
(6) その他本業務に関係する資料	1 式